

埼玉の 暮らしと 社会保障

2020年3月1日発行 第287号

(毎月1回発行)

発行 埼玉県社会保障推進協議会

〒330-0064 さいたま市浦和区岸町7-1 2-8 自治労連会館1階

TEL 048-865-0473 FAX 048-865-0483

ホームページは「埼玉社保協」で検索ください

生活保護基準引下げ違憲訴訟

さいたま地裁で第20回口頭弁論



2月12日、生活保護基準引下げ違憲訴訟の第20回口頭弁論がさいたま地裁で開かれるとともに、同報告集会在埼玉佛会館で開かれました。今回は傍聴整理券を求めて78人が並び、抽選で58人が傍聴しました。

この裁判は国が2013年から2015年の3年間に生活保護費のうちの日常生活費にあたる生活扶助費670億円を削減することを決め、その下げ幅は平均で6.5%にも上ること、全国1,000人以上が引下げの撤回を求めて立ち上がっているものです。

裁判を傍聴していても、被告である国は、ほとんど発言せず、論旨もはっきりしなくて、報告集会で解説されないと理解が難しい。要は、今まで基準として使ってきた「消費水準」に、「物価水準」を突然加えて、物価が下がった分を減額するという主張だ。裁判官による事前の聴取にも、何故、そんな変更をしたかの説明が不十分で、次回の口頭弁論に国から意見書と追加の書面が出てくるらしい。

原告側の主張は、名古屋地裁での証人尋問紹介ということで、ありえない計算方法を恣意的に用いた偽装の物価指数である事。生活保護基準の妥当性について審議して報告する部会の座長が異例にも原告側の証人として立ち、物価下落を理由とした引き下げの検討は部会では全く検討していない、手続き的にも道理がないと証言した事を紹介して、国の主張への再反論の第一弾となっています。

自民党は、2012年の12月「生活保護の原則1割削減」を選挙公約に政権復帰しました。生活保護へのバッシン

グを背景にした、なりふり構わぬ削減は絶対に許してはなりません。「いのちのとりで裁判」の全国のトップバッターとして名古屋地裁の判決が今春にもあり、2月23日には埼玉からも20人が参加して大決起集会在予定されています。今年、2020年は裁判にとって天王山です。

(大宮生活と健康を守る会事務局長 加藤 哲夫)

第2回国会行動・埼玉デー

2020年2月12日、第2回国会行動・埼玉デーが取り組まれ、5団体72人が参加しました。

国会内集会では、塩川鉄也衆議院議員(日本共産党)が国会情勢報告を行ないました。塩川議員は、予算委員会の質疑で権力の乱用、私物化が浮き彫りになっており、安倍内閣の責任を追及するために野党が一致して取り組んでいると述べました。

主催者あいさつでは、高田代表委員が行政や病院に余裕がなくなっており、今回の新型コロナウイルスなど、何か起きた時に困ると指摘しました。普段は60~80%の力で働き、何かあったら100%の力が出せるようにすべきだと述べました。

参加団体からの報告では、埼玉土建が9条を守る緊急署名と消費税率引き下げの取り組みについて、埼玉県平和委員会が米軍機の編隊飛行と日



米地位協定見直しについて、埼玉労連が最低賃金引き上げと地域総行動の取り組みについて発言しました。医療生協さいたまからは、全世代型社会保障の名の下に負担増と給付切り下げが狙われており、歯止めをかける取り組みを行なっていくことを提起しました。

集会終了議、医療生協さいたまの参加者は、「社会保障制度の拡充を求める請願署名」への賛同を求める国会議員要請を行ないました。4名の参議院議員の事務所を訪問し、3名の議員は秘書対応で「議員に伝えます」とのことでしたが、紙智子議員(日本共産党)とは直接お会いすることができ、署名を手渡しすることができました。

(医療生協さいたま生活協同組合 小野 民外里)

蕨市立病院のこれからを

考える学習会を開催

厚生労働省が「再編・統合の議論が必要」とした公立・公的病院（蕨市立病院を含む424機関）を突然発表したことに、「地域の事情や特性を無視」「地域の努力を踏みにじる」など、全国から批判が広がっています。1月31日に社会保障をよくする蕨の会が「市立病院のこれからを考える学習会」を開催しました。



あるべき姿と役割

はじめに、蕨市立病院の榎本弘文事務局長が、昨年3月策定の「将来構想」を中心に説明しました。二次救急医療を担う地域の中核病院、市内唯一の分娩できる病院として、安定的で質の高い医療の提供や経営改革を進めてきたと述べ、「将来構想」を説明。「地域連携」などの役割を果たす一方、老朽化が課題であることなどを示しました。

市民アンケートでは、急性期医療や分娩、土日夜間の小児救急医療への期待が示されたとして、急性期130床を維持する考えを述べました。

厚労省の「公表」には率直に問題点を指摘。一方で、地域医療構想協議会で市立病院の役割が明確になった段階で柔軟に対応する考えも示されました。参加者からも質問や意見が出され、議論が深められました。

市民本位の医療体制を

第二部は、鈴木智議員が国の医療改悪の背景や問題点について報告。社会保障費削減を求める財界の意向で社会保障が削られる実態を示しました。また、宮下奈美議員も発言。地域医療を支えてながら、経営改善や医療の充実に努力を重ねてきた市立病院の役割について補足しました。

参加者はそれぞれ、市立病院のかけがえのない役割を継続してほしいとの思いや、市民本位に医療体制の充実にめざす政治が必要との認識を強くしました。

(社会保障をよくする蕨の会)

埼玉県後期高齢者医療広域連合議会

保険料改定などを可決

2月18日、埼玉県後期高齢者医療広域連合議会が県民健康センターで開かれ、傍聴しましたので報告します。

議会では、2020～21年度の2年間の後期高齢者医療保険料改定案など7議案を可決しました。保険料改定案は、県後期高齢者医療懇話会が1月16日に取りまとめた「ケース3」案のとおりで、均等割額41,700円、所得割率7.96%となりました。均等割額は現行どおりで、所得割率が7.86%から0.1%引き上がります。日本共産党の城下師子議員（所沢市議）の質疑によって、加入者全体の98%が負担増となることが明らかになりました。実際には低所得者では国の特例軽減廃止・縮小が大きく影響し、8割軽減が7割軽減に縮小の対象となる年収80万円の場合では、現在8,340円が4,160円引上げされ12,500円となり、149.88%もの負担増です。城下議員は「低所得者の高齢者への影響が大きい」と負担軽減を求め、議案には唯一反対しました。

政府は全世代型社会保障検討会議を設置し、高齢者の医療費窓口負担を原則2割負担への増加を議論していますが、城下議員が富岡清広域連合長（熊谷市長）に対する一般質問で、昨年11月の議会で述べた「1割負担がベター」に変わりはなく、今後も「機会があれば撤回を求める意見を伝えていく」と答弁しました。



2年間の予算

収入総額 1兆5,629億円

保険料収納必要額 2年合計で1,781億円

加入者見込 2020年度 96万4861人、

2021年度 100万459人

保険料率 均等割額 41,700円(現行)

→ 41,700円(新) 同額

所得割率 7.86%(現行)

→ 7.96%(新)0.10ポイント増

令和元年度第3回埼玉県国民健康保険運営協議会について

2月6日、令和元年度第3回埼玉県国民健康保険運営協議会が開かれ、主に、2020年度の国保税1人当たり保険税必要額(本算定)と次期国保運営方針骨子について議論されました。

県は「2020年度の国保税1人当たり保険税必要額(本算定)は、2019年度と比較して49市町村で引き下がる」と説明。しかし、2018年度との比較では44自治体が増額となっていることが分かりました。日本共産党の秋山文和県議会議員が「今後の見通し」を確認したところ、県は「非常に厳しいと思う」と回答しました。「誰もが払える国保税」にするためには、更なる公費や法定外繰入などの公的支援が必要です。



しかし、同日出された「次期国民健康保険運営方針骨子」には、保険税水準の統一が盛り込まれ、2方式への統一や応能・応益の割合の統一などとあわせて、法定外繰入を全て無くしていく案が示されました。県は、この運営方針の決定を2020年11月としていますが、方針案の作成を3月に、4月には審議を始め、6月に方針案の決定を目指しています。

昨年、埼玉民医連が発表した『いのちと向き合う私たち』では、まともに働いても生活上の困難を抱えざるを得ない人が増え続け、医療を受けることが難しくなっている市民の現状が浮き彫りとなりました。埼玉商連が行った業者婦人の実態調査でも、具合が悪い時に病院に行くと答えたのは46.7%と半数以下でした。

「健康で文化的な最低限度の生活」を守らせ、「いのちが守られる国保制度」を求めていく事が欠かせません。
(埼玉商連 大藤 朋子)

【埼玉県国保運営協議会(2/6)に報告された市町村別標準保険税率の一覧】

埼玉県国保医療課ホームページに2月14日に公表されました。こちら➡

www.pref.saitama.lg.jp/a0702/kokuho/hyojyunhokenzeiritu.html

市町村の現行算定方式にあてはめた標準保険税率の一覧を掲載します。なお、順番は自治体キャラバン資料集の順(医療圏順)に埼玉社保協で編集しました。

2020年度市町村の現行算定方式による埼玉県標準保険税率

キャラバン順	市町村名	医療分				後期高齢者支援金等分		介護納付金分	
		所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	均等割	所得割	均等割
		(%)	(%)	(円)	(円)	(%)	(円)	(%)	(円)
1	川口市	7.42	-	23,901	-	3.00	9,144	1.75	15,815
2	蕨市	7.18	33.24	9,186	13,524	3.12	9,424	1.79	16,782
3	戸田市	8.62	-	23,628	-	2.25	14,538	1.80	17,121
4	朝霞市	8.14	30.51	8,894	9,889	2.75	9,870	2.35	9,915
5	志木市	7.78	35.06	8,383	16,444	2.09	15,504	2.05	13,288
6	和光市	7.57	15.46	15,370	16,304	2.87	8,841	2.08	11,548
7	新座市	7.83	28.44	7,717	9,407	2.20	13,872	2.02	13,775
8	富士見市	7.36	-	24,571	-	2.94	9,528	2.12	13,659
9	ふじみ野市	8.23	-	23,500	-	2.46	13,124	2.06	13,331
10	三芳町	6.82	-	25,663	-	2.93	8,886	2.11	12,571
11	春日部市	6.73	-	32,817	-	2.26	13,848	1.88	14,844
12	草加市	7.16	-	26,216	-	2.73	10,720	2.42	10,473
13	越谷市	7.67	-	26,142	-	2.62	11,662	2.33	11,623
14	八潮市	7.06	-	29,103	-	2.14	13,571	2.23	11,650
15	三郷市	7.17	-	31,290	-	2.55	11,559	2.05	13,400
16	吉川市	6.30	-	33,396	-	2.59	11,351	1.86	14,137
17	松伏町	8.39	-	27,137	-	3.31	9,057	2.14	14,497
18	さいたま市	7.30	-	28,900	-	2.74	10,763	2.35	10,768
19	鴻巣市	8.40	-	20,442	-	2.31	13,899	1.64	14,699
20	上尾市	6.93	-	30,555	-	2.40	13,120	1.86	15,411
21	桶川市	7.60	-	26,663	-	2.57	12,376	1.95	14,490
22	北本市	7.56	29.71	7,179	10,000	3.19	6,227	1.98	12,710
23	伊奈町	7.44	-	24,279	-	2.43	10,038	1.93	13,952
24	川越市	7.88	-	23,029	-	2.99	9,076	2.36	10,737
25	東松山市	8.14	-	27,094	-	2.96	9,722	2.31	9,222
26	坂戸市	7.08	-	23,067	-	3.08	8,395	1.85	13,296
27	鶴ヶ島市	7.56	-	18,513	-	2.11	14,775	1.57	16,773
28	毛呂山町	6.73	-	31,373	-	2.58	11,822	2.07	12,332
29	越生町	6.92	-	21,443	-	2.55	12,510	1.68	15,868
30	滑川町	6.14	-	24,362	-	2.24	12,994	1.97	14,180
31	嵐山町	7.12	-	28,205	-	2.35	13,083	1.79	13,579
32	小川町	6.01	-	26,346	-	2.29	13,458	1.56	12,645
33	川島町	5.29	-	30,052	-	2.27	13,441	1.52	13,043
34	吉見町	8.48	-	20,470	-	2.85	10,791	1.86	8,879
35	鳩山町	5.61	-	26,084	-	2.04	15,018	1.27	13,937
36	ときがわ町	4.84	-	21,935	-	1.97	15,649	1.34	13,042
37	東秩父村	2.66	-	15,425	-	2.35	13,224	1.35	9,817
38	所沢市	7.25	16.29	12,473	13,833	2.77	10,064	2.03	13,506
39	飯能市	6.81	9.35	17,889	5,295	2.82	10,161	1.74	15,693
40	狭山市	7.23	20.19	15,932	11,240	2.92	9,688	1.85	14,467
41	入間市	6.84	7.94	19,183	2,793	2.69	11,024	1.79	15,323
42	日高市	7.79	-	21,638	-	2.98	8,085	1.75	13,669
43	行田市	7.48	-	26,586	-	2.63	11,431	1.53	10,552
44	加須市	7.80	-	20,519	-	2.81	10,954	2.35	10,818
45	羽生市	6.14	23.82	10,475	18,704	3.11	8,970	1.69	13,587
46	久喜市	6.98	-	29,717	-	2.50	12,552	2.06	11,874
47	蓮田市	8.07	-	32,656	-	2.91	10,104	1.31	14,073
48	幸手市	8.59	-	26,721	-	2.47	12,709	1.33	11,116
49	宮代町	6.31	-	36,133	-	2.29	13,593	1.79	14,686
50	白岡市	7.19	-	26,076	-	2.19	14,571	1.90	14,712
51	杉戸町	6.17	-	28,426	-	2.76	10,296	2.20	10,488
52	熊谷市	8.39	-	22,177	-	2.37	13,126	1.93	14,103
53	本庄市	6.98	20.45	19,062	14,984	3.06	9,835	2.47	10,974
54	深谷市	6.24	36.17	12,041	15,817	2.97	9,608	1.86	14,881
55	美里町	5.10	30.96	11,257	15,305	2.50	11,225	1.78	12,952
56	神川町	4.96	29.45	10,401	16,608	3.22	8,177	1.94	12,121
57	上里町	6.18	22.64	14,079	9,196	2.52	10,803	1.98	13,027
58	寄居町	6.48	36.18	10,278	20,791	2.76	10,999	1.98	11,041
59	秩父市	6.41	34.73	12,125	19,890	2.66	11,417	1.70	14,004
60	横瀬町	4.55	26.91	9,328	10,406	2.21	13,870	1.98	12,471
61	皆野町	4.45	28.22	7,829	10,812	2.04	13,117	1.80	12,043
62	長瀨町	3.77	26.49	4,897	6,614	2.55	12,137	2.08	10,172
63	小鹿野町	5.60	37.61	11,595	13,637	2.77	11,145	1.84	15,202
	埼玉県標準	6.14		35,816		2.42	13,870	2.00	14,664

障埼連 暮らしの場 県との懇談

障害者が地域で安心して暮らせる場を

1月28日、7回目となる埼玉県との懇談会をもちました。

埼玉の暮らしの場を考える会・障埼連から34名、障害者支援課長と施設整備担当者、日本共産党県議団5人が参加しました。

最初に、考える会から「7回目の懇談を迎えた。有意義なものに」「今までは、作っての一边倒であったが、作るということと同時に、中身の問題があり、人材確保の問題もある。それらのことを合わせて懇談をしていきたい」と主旨を述べました。

県側から、「必要なものはつくるということは堅持していきたい。ショートステイ、人材不足など課題となっていること承知している。」とし、国の制度のかかわる問題として、「県として何を」と明言を避ける中で、グループホームの施設整備に県単補助の上乗せを考えていると発言しました。

その後、参加者から「県知事の取り残さないという姿勢を、ぜひ待機者に向けて欲しい。」「病気をして、入院した。」「夜中に発作、股関節脱臼。高齢化、あと何年持つか。先が見えない。」「アンケートの中に『人生に疲れた』。このまま放置できない。」「親の介護もでてきている。」「グループホームも資材高騰。民間だけでは。」「職員を応募してもなかなか来ない」など切実な声を届けました。

ホームの職員から「高齢、非正規の職員構成になっている。きょうされん加盟のグループホーム、他に比べて重度の人の割合が多い。最近、『そんなに頑張らなくても。もういいかあ』と思う」と発言、「県の人と困っていることを共有したい」「この問題に特化した委員会の設置を」と強く要望しました。

一人一人の発言が「私が発言しなければ、変わらない」の思いを込めた発言となり、重みもった懇談になりました。



(障埼連事務局長 若山 孝之)

法律の活用と労働組合のとりくみに学ぶ

2020 働くなかまの春をよぶつどい



2020働くなかまの春をよぶつどいが、2月23日(日)、104人の参加でおこなわれました。「働くなかまの春をよぶつどい」は、埼玉春闘共闘、埼労連女性部・非正規部会、労働法制埼玉連絡会が主催で、2015年から毎年この時期におこなっています。

どなたでもご参加いただけるつどいのため、チラシを見たという、一般市民も参加しています。

今年のテーマは、「労働組合があったら何ができる」を打ち出しました。

内容は、2019年4月以降順次施行されている「働き方改革関連法」にかかわる「労働時間規制の強化」「非正規労働者の待遇改善」などの法律の活用と、労働組合のとりくみに学ぶものとなりました。

講演「長時間労働、非正規の不合理な差別とどうたたかう」と題して、小内克浩弁護士から、「36協定指針は、上限さえ守らせればいいのでなく、『残業時間・休日労働は必要最小限に』させる必要があること」「労働時間把握義務の強化で厳密な把握と支払いをもとめること」、「有期パート労働法では、賃金支払いの趣旨を特定しやすい賃金項目、特定しにくい賃金項目があるが、その待遇差に関する説明義務が事業主にはあるので、説明責任を果たさせること。拒否されたら監督署の行政指導や不誠実団交の制裁を求めること」、「地方公務員の均等・均等待遇をすすめるためにも、今年の4月導入の会計年度任用職員制度は、正規職員との均等・均衡待遇にしていくこと」等、法律を活用したとりくみの仕方を話していただきました。

そのあと、理化学研究所労組より、「理化学研究所による非正規雇用職員の大量雇止め阻止のたたかい」。埼玉県教職員組合より、「教職員の長時間労働の現状と、業務軽減のとりくみ」。自治労連より、「会計年度任用職員制度の実施にともなう処遇改善のとりくみ」について報告をいただきました。

(埼労連事務局次長 舟橋 初恵)